

告 示

下記の業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき告示する。

令和 7 年 7 月 3 日

桜井市長 松井 正剛

1 業務名称

桜井市窓口改革等推進支援業務

2 業務内容

「桜井市窓口改革等推進支援業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約時には、選定された受託者の企画提案内容に応じて、一部変更する場合がある。

3 書類及び様式等入手方法

桜井市ホームページの「事業者向け→入札契約など→入札情報（その他入札など）」内からダウンロードすること。

4 その他

手続き等の詳細については、「桜井市窓口改革等推進支援業務委託プロポーザル実施要領」及び「桜井市窓口改革等推進支援業務委託仕様書」を参照すること。

5 担当部局

桜井市総務部イノベーション推進室

住 所： 〒633-8585 奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1

電 話： 0744-42-9111（内線 1621）